

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針〔企画財政課〕新旧対照表

現行 (旧)	改正(新)
<p>I 基本方針策定の趣旨</p> <p>本町におけるこれまでの使用料・手数料の算定方法は、施設の持つ公共性や住民の負担の度合いを考慮するとともに、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行って決定してきました。</p> <p>しかし、<u>三位一体の改革等の行財政制度の改革により、本町の財政状況は今後ますます厳しさを増してくることが予想されます。</u>また、公共施設等の老朽化に伴う改修費用などが、町財政に対する大きな負担となることも予測されます。</p> <p>これらのことを踏まえ、本町においては、これまでの使用料・手数料の算定方法を改め、全ての住民の利益につながることを念頭に、施設の持つ公共性「公益的」な観点と施設の運営「経営的」な観点から使用料・手数料の算定にかかる統一的な考え方を「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」として、次のとおり定めることとします。</p> <p>(新規)</p> <p>II 基本的な考え方</p> <p>(新規)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 使用料・手数料の原価計算について</p> <p>(1) 使用料について</p> <p>① 原価算定対象項目 (略)</p>	<p>I 基本方針策定の趣旨</p> <p>本町におけるこれまでの使用料・手数料の算定方法については、<u>平成 22 年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(以下、「平成 22 年方針」という。)」を策定し、施設の持つ公共性や住民の負担の度合いを考慮するとともに、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行って決定してきました。</u></p> <p>しかし、<u>平成 28 年熊本地震により復興・復旧に係る費用が激増し、本町の財政状況は今後ますます厳しさを増してくることが予想されます。</u>また、既存公共施設等の老朽化に伴う改修費用などが、町財政に対する大きな負担となることも予測されます。</p> <p>これらのことを踏まえ、本町においては、これまでの使用料・手数料の算定方法を改め、全ての住民の利益につながることを念頭に、施設の持つ公共性「公益的」な観点と施設の運営「経営的」な観点から使用料・手数料の算定にかかる統一的な考え方を「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針 <b>(改訂版)</b>」として、次のとおり定めることとします。</p> <p><b><u>【参考：地方自治法】</u></b></p> <p><b><u>(使用料)</u></b></p> <p><b><u>第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</u></b></p> <p><b><u>⇒行政財産の目的外使用または、公の施設の利用の対価として徴収する料金</u></b></p> <p><b><u>(手数料)</u></b></p> <p><b><u>第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</u></b></p> <p><b><u>⇒特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金</u></b></p> <p>II 基本的な考え方</p> <p><u>原則として、平成 22 年度に策定した「平成 22 年方針」に基づく考え方を保持します。</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 使用料・手数料の原価計算について</p> <p>(1) 使用料について</p> <p>① 原価算定対象項目 (略)</p>

② 原価計算方法

使用料の原価計算については、上記から算出された経費を総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間あたりの原価を計算したうえで、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出します。

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

③ 受益者負担の割合  
(前段階)

(ア) 公共が行うべきサービス、又は民間でも提供できるサービス

○ 公共的サービス  
主として行政が提供するサービス

○ 市場的サービス  
民間でも提供できるサービス

(イ) 住民にとって基礎(必需)的なもの、又は選択的なもの

○ 基礎的サービス  
ほとんどの住民が必要とするサービス

○ 選択的サービス  
特定の住民に必要とされるサービス

(表略)

この分類を基に、以下のとおり負担割合を設定します。実際には、施設ごとにA～Jのどれに該当するか判断し、負担割合を設定することとします。

(略)

④ 目的外利用等の取扱い (略)

(2) 手数料について

①、② (略)

5 減免制度について

(1)、(2) (略)

6 激変緩和措置について (略)

② 原価計算方法

使用料の原価計算については、上記から算出された経費を各施設の総面積・年間使用可能時間で除し、1㎡・1時間あたりの原価を計算したうえで、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出します。

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

③ 受益者負担の割合  
(前段階)

(ア) 公共が行うべきサービス、又は民間でも提供できるサービス

○ 公共的サービス  
民間では提供しにくく、行政が提供すべきサービス

○ 市場的サービス  
民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービス

(イ) 住民にとって基礎(必需)的なもの、又は選択的なもの

○ 基礎的サービス  
日常生活を営む上でほとんどの住民が必要とするサービス

○ 選択的サービス  
特定の住民に必要とされるサービス

(表略)

この分類を基に、以下のとおり負担割合を設定します。具体的には、施設ごとにA～Jのどれに該当するか判断し、負担割合を設定することとします。

(略)

④ 目的外利用等の取扱い (略)

(2) 手数料について

①、② (略)

5 減免制度について

(1)、(2) (略)

6 激変緩和措置について (略)

(新規)

7 本方針の適用除外  
(略)

8 使用料・手数料の定期的な見直し  
使用料・手数料については、特別な場合を除き、原則として3年ごとに見直し作業を行います。

9 使用料等審議会への諮問  
(略)

10 その他の受益者負担  
(略)

11 本方針の見直し  
(略)

7 指定管理者制度導入施設の使用料等について

指定管理者制度導入施設の使用料等においても、方針に基づく算定額を変更使用料の上限額とし、指定管理者(予定者を含む)との協議により使用料を見直すことを検討します。

8 本方針の適用除外  
(略)

9 使用料・手数料の定期的な見直し  
使用料・手数料については、特別な場合を除き、原則として3年ごとに見直し作業を行います。また、消費税率の上昇に係る施設使用料への反映、物件費等の増加分に関する手数料への消費税転嫁については、他市町村の動向も確認しながら適宜検討を行うこととします。

10 使用料等審議会への諮問  
(略)

11 その他の受益者負担  
(略)

12 本方針の見直し  
(略)